

京都女子大学

人文論叢

第 62 号

人文論叢

第六十二号(平成二十六年)

京都女子大学人文学会

Kyōto Women's University

Journal of Humanities

No. 62

Contents

[Articles]

A study of Japanese loanword in modern Chinese LIN Xiaojun 1

A preliminary study on the roles of newness and shared attention
in Japanese-speaking children's referential strategies
..... Jun NOMURA 15

[Reports]

An analysis of the English placement test
at Kyoto Women's University: Its effects and issues
Mami OTANI, Hitoshi YOKOYAMA, Kim BRADFORD-WATTS 27

Growing an engaging program of English elective courses
Kim BRADFORD-WATTS, Mami OTANI, and Hitoshi YOKOYAMA 51

Edited by

Association of Humanities

2014

[論文]

浅析当前汉语词汇中的日语借词 劉 小 俊 1

日本語児の指示方略における情報の新旧と
共同注意の役割に関する予備研究 野 村 潤 15

[報告書]

ブレースメントテストによる習熟度別クラス編成に関する報告書
—全学共通言語コミュニケーション科目の英語における事例—
大谷麻美 横山仁視 キム・ブラッドフォード・ワッツ 27

Growing an engaging program of English elective courses
Kim BRADFORD-WATTS, Mami OTANI, and Hitoshi YOKOYAMA 51

平成 26 年 1 月

京都女子大学人文学会会則

第1条（名称）本会は京都女子大学人文学会と称する。

第2条（目的）本会は会員の人文関係諸学の研究の促進と会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 研究発表会、公開講演会の開催
2. 機関誌の発行およびその他の出版物の刊行
3. その他必要と認められる事業

第4条（会員）本会は正会員と賛助会員とによって構成される。必要に応じて名誉会員を置くことができる。

正会員……本学の外国語準学科および人文科学関係科目に属する教授・准教授・専任講師および助手，又はこれに準ずる教職員

賛助会員…本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学関係の職員並びに学生又は元会員で会員資格の継続を希望するもの

名誉会員…本学会の元会員であって総会で承認を受けた教職員

第5条（入会）新たに入会しようとする者は正会員による総会の承認を必要とする。

第6条（役員）本会に下記の役員を置く。

会長 1名

幹事 3名

役員は正会員の教授・准教授および専任講師の中から選ぶ。

第7条（運営）会長は本会を代表し、本会の運営にあたる。幹事は会長を補佐し、本会運営の実務を担当する。事務局は会長の所属する共同研究室に置くことを原則とする。

第8条（役員の選出）役員の選出は正会員の互選によるものとする。

第9条（任期）前項の役員の任期は2年とする。但し、再任のときは1年とする。

第10条（編集委員会）機関誌およびその他の出版物の刊行のための一切の事務を行うため、編集委員会を組織する。

編集委員会は、幹事および必要に応じて会長が委嘱する編集委員をもって構成する。

編集の方針に関しては編集委員会に一任する。但し、必要に応じて編集委員会は編集に関して特別委員会を設置することができる。

第11条（会員の権利義務）正会員および賛助会員は所定の会費を納めなければならない。

会員は機関誌の無償配布を受け、機関誌および研究会において研究成果を発表することができる。

第12条（会費）前条の会費は第3条に定める事業および総会、役員会などの開催に要す

る経費にあてる。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会則の改正・変更に関しては、正会員をもって構成する総会の決議によるものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和49年5月1日改正

昭和54年2月23日改正

昭和54年11月17日改正

昭和60年2月15日改正

昭和61年5月14日改正

昭和62年2月13日改正

平成7年5月11日改正

平成10年5月15日改正

平成11年7月7日改正

平成19年2月1日改正

人文学会慶弔規定

第1条 人文学会会員の慶弔・傷病等の場合はこの規定により慶弔金、見舞金等を贈る。

第2条 この規定に適用される場合は次の各号とする。

- (1) 会員の結婚のとき
- (2) 会員の退職のとき
- (3) 会員の1ヵ月以上の病気のとき
- (4) 会員の死去のとき
- (5) 会員の父母、配偶者の死去のとき

尚、会員に贈られる金額については、内規による。

第3条 第2条の各号以外の特別な場合は、これに準じて考慮し、必要に応じて総会の承認を得なければならない。また、これらの慶弔、見舞金などに対する返礼は一切辞退するものとする。

第4条 上の規定の変更は総会の承認を必要とする。

付 則

昭和42年12月10日施行

昭和54年1月10日改正

昭和60年2月15日改正

平成7年6月7日改正

平成11年7月7日改正

『人文論叢』発行細則

1. 編集委員会は年度当初において発行計画を発表し、遅くとも原稿締切の1カ月前に会員にその旨通知し、寄稿者は遅くとも締切の15日前に原稿枚数を編集委員会に通告するものとする。
1. 執筆原稿は400字詰用紙50枚以内を原則とする。
1. 冒頭に400語以内の欧文の要旨をつけることができる。
1. 使用の文字は原則として当用漢字とし、新仮名遣いを用いるものとする。
1. 初校、再校は執筆者の校閲を経ることとし、三校は編集委員会において校正するものとする。
1. 執筆者には抜刷30部を贈呈し、それ以上の抜刷が必要な場合は、実費を執筆者が負担するものとする。
1. 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権は京都女子大学人文学会に帰属するものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和54年2月23日改正

平成7年5月11日改正

平成19年2月1日改正

人文学会会員 (50音順)

[名譽会員]

石田 慶和	瓜生津隆真	大國 義一	岡本 史郎	河野 哲二
酒井 吏	芝 丞	杉本秀太郎	高橋 達明	瀧野徳三郎
寺川 幽芳	禿氏 好文	中川 淳	長安 章俊	橋本 草子
吉村 宏一	靈山 勝海	和田 俊昭		

[会員]

愛甲 弘志	青木 謙三	○大谷 麻美	○愛宕 出	竹中 康雄
土井ギーゼラ	○中西 恭子	●西村 秀人	野村 潤	福永 俊哉
Kim Bradford-Watts		Cécile Morel	横山 仁視	劉 小俊

●会長 ○幹事

[賛助会員]

舟橋 和夫

編 集 後 記

『人文論叢』第62号をお届けします。

○本年度より新会員として、野村潤先生をお迎えしました。

○10月30日の人文学会公開講座は、『文化と自然観』というメイン・タイトルのもと、「西欧に於ける自然観の変遷と文化」と題して本学准教授の福永俊哉先生に、「最先端科学技術と自然観・文化」と題して神戸大学大学院教授の岡田浩樹先生に講演をしていただき、盛会のうちに終わりました。
(中西恭子記)

平成26年 1月25日 印刷
平成26年 1月31日 発行 (非売)

人 文 論 叢 第62号

京都市東山区今熊野北日吉町35
編 集 京 都 女 子 大 学 人 文 学 会
代 表 者 西 村 秀 人

京都市下京区中堂寺鍵田町2
印刷所 株式会社 図書同朋舎